

平成二十一年四月三日受領
答弁第一四七号

内閣衆質一七一第二四七号

平成二十一年四月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部に関する再質問に対する答弁書

一から六までについて

御指摘の「捜査の進捗状況等」の意味するところが必ずしも明らかでないので、お答えすることは困難である。

なお、検察当局においては、検察の活動を国民に正しく理解していただくため、あるいは、社会に無用の誤解を与えないようにするために、個別の事案に応じて、逮捕・起訴したことや、被疑事実・公訴事実の概要等について次席検事等の幹部検察官が記者発表したり記者会見したりすることがあるものと承知している。

七について

検察当局においては、記者会見の方法について決まったものがあるわけではなく、適時適切に判断しているものと承知している。

八について

本年二月十八日の検察長官会同において、樋渡検事総長は、御指摘の発言内容が含まれた訓示を行った

ものと承知している。

九について

檢察当局においては、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第四十七条において、原則として、訴訟に関する書類は、公判の開廷前には公にしてはならないと定めていること等を踏まえ、適宜適切に対応しているものと承知している。